

令和4年4月1日

公示第639号

電通健康保険組合の規約の一部を次のとおり改正する。

組合同規約第44条第2項の次に以下の同条第3項を加え、同条第3項を同条第4項とする。

第44条第3項 法第47条第1項第1号に掲げる額が同項第2号に掲げる額を超える任意継続被保険者については、法第47条第2項の規定に基づき、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額とする。

第44条第4項 [略]

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第1条 施行日前に被保険者資格を喪失した任意継続被保険者の標準報酬月額の算定方法については、なお従前の例による。

4月1日から
掲示期間 —————
4月7日まで